平成２３年（フ）第９３３号
兵庫県尼崎市大西町１丁目10番16号
債務者　西田ラウデッツベルランこと　ＮＩＳＨＩＤＡ　ＬＡＵＤＥＴＴＥ　ＢＥＲＬＡＮ
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４９号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目36番27―302号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目10番31号
債務者　松本　惠子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５０号
兵庫県尼崎市道意町６丁目４番地の25　メゾンドみずほ尼崎404号、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目21番35―107号
債務者　梅谷　悦生
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５１号
兵庫県尼崎市道意町６丁目４番地の25　メゾンドみずほ尼崎404号、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目21番35―107号
債務者　梅谷　麻子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９７９号
兵庫県西宮市中島町12番５号、前住所兵庫県西宮市本町５番32―302号
債務者　中田　真美
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市田島563番地２　市住33号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町才代85番地
債務者　田淵　理恵（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
鳥取県鳥取市覚寺63番地12　クラージュＣ―101号、旧住所鳥取県鳥取市秋里1179番地
債務者　細田亜紀子
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３号
鳥取県鳥取市気高町酒津655番地
債務者　河根　勝江
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
鳥取県米子市三本松２丁目11番35号
債務者　山内　章子
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９３号
山口県下関市安岡町６丁目１番30号
債務者　土谷真理子
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
徳島県徳島市南昭和町６丁目73番地
債務者　山﨑　壽子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７４号
徳島県徳島市南昭和町６丁目73番地
債務者　山﨑　達生
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８０号
徳島県名西郡石井町高川原字市楽452番地２、旧住所徳島県徳島市名東町３丁目449番地の２
債務者　山﨑　義裕
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万566番地２
債務者　井出　仁志
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８２号
高知市大津乙437―２　ベルマーレ中村101
小松恒一郎方、住民票上の住所高知市高須２丁目６番56―401号　アルファステイツ高須Ⅱ
債務者　小松　俊夫
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６７号
福岡県飯塚市秋松640番地２
債務者　川端　紀子（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部